

令和5年8月10日

令和5年度第5回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年8月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和5年8月10日（木曜日） 午後1時48分

4. 議案

- 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第25号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第26号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝
6番 工藤 隆志	7番 窪寺 洋志	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	16番 野口 友子
17番 福士 修身	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲	8番 齊藤 光朗
12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	18番 安田 昌樹	

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	3番 福士 博人
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	16番 石村 英康	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4番 工藤 隆正	7番 山内 洋一	12番 齊藤 直美
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	17番 三上 紘史
18番 出町 鉄昭		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	古 田 正 之
主 幹	工 藤 武	主 査	山 内 武 志
主 査	後 藤 吏 央	主 事	前 田 泰 仁

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 11 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 12 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 5 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。19 番山田正樹委員、1 番秋谷進委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 22 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

それでは事務局から議案の説明をさせていただきます。議案の説明の前に、補足の説明をさせていただきます。議案書 3 ページ目、申請番号 67 番と 68 番、別の議案になりますけれども 7 ページ目の申請番号 40 番、こちらの借人であります●●さんですが、新規就農ということで会議に出席予定でしたけれども、体調不良の為、ご欠席との連絡がございました。これらの案件につきましては、本日の議案から除きまして、次回の月例総会で審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは改めまして、議案の説明に入ります。

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 7 件、貸借権設定が 1 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、労力不足及び贈与のためであり、譲受人又は借人については、新規就農、贈与及び経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

なお、調査書記載の不許可要件については、これまでも説明しているとおり、本年 4 月 1 日から下限面積要件が廃止となっていることから、農地面積は問わず、その他記載の不許可要件に該当するかの審議を行うということになります。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (福士修身会長)

それでは、まず、2 ページ目の所有権移転 申請番号 60 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長 (福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。はじめまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私は、現在市内で会社を経営しております。こちらの土地の所有者の●●さんとは以前から交

流がございました。農地を売りたいという相談を受けまして、以前から農業に携わりたいという気持ちもあったものですから、●●さんから農地を引き継ぐ決意をいたしました。私の農業経験は家庭菜園ほどしかございませんが、農地を引き継いで近隣の農業者や青森カシスの会の会長さんや就農サポートセンターの方々の支援を受け、家族や友人の力も借りながら、この農地を守っていききたいという決意をした次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、1番秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●●さん大変ご苦労さまです。浅虫の方に畑を購入して農業経営をやりたいということですが、どのような農業経営をやろうと思っているのか、その辺をお聞かせください。

○●●●●氏

農業経営というほど、大それたことは考えていないのですが、●●さんが代々耕してきた農地ですから、そこに浅虫の地域にあったものを栽培しながら、基本的には自家消費ということで我々の家族や関係者におすそ分けをしていきたいと考えております。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

○16番（野口友子委員）

16番野口です。4つお聞きしたいです。

1つ目は、お仕事をなさっているのですが、休日を畑の方に時間を割くのかどうかということ。

2つ目は、青森カシスの会とのつながり。近隣の農家さんをお願いということですが、もう協力をお願いしてあるのかどうか。

3つ目は、機械のことですが、耕運機だけで農作業ができるものなのか。今後これから機械を借りるとか機械を購入するとか予定がたっているのかどうか。

4つ目は、自家消費という事ですが、5年目を見ると作付面積が増えているので、収穫体験するとか加工品を作って販売するとか、自家消費ではなく地元になにかやるという方法を考えているのか、この4つをお聞きしたいです。

○●●●●氏

まず4つ目からお答えします。自家消費ということで地元への貢献とか、そういうことについては、まだ始める、緒に就いたばかりなので、私としては今のところ自家消費ということで、ゆくゆくは、おっしゃったようなことも考えを広げていきたいと思います。

また、150日という農業従事の日数ですが、空いた時間、あるいは土日ですとか時間の都合をつけて農業に従事したいと思います。あと何でしたか。

○16番（野口友子委員）

青森カシスの会とのつながり。

○●●●●氏

カシスの会とのつながりについては、小牧野遺跡の方にあるカシスの会の会長さんの畑にお伺いして、カシスの育て方ですとか、回収の仕方ですとか聞いてきたということで、つながりというよりは、初めてお会いしてお話を聞いたという関係ですね。

○16番（野口友子委員）

近隣の農業者に対して協力をお願いしたのかどうか。

○●●●●氏

近隣の農業者については、前より知り合いがございまして、若干数名お願いして、ご協力いただけると、ご協力のとりつけはしております。以上です。

○16番（野口友子委員）

すみません、設備の事も聞いているのですが。

○●●●●氏

設備は、軽トラック1台に耕運機は持っているのですが、その他の機械について今のところ予定はしておりません。農業をやりながら考えていきたいと思っております。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長 (福士修身会長)

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 61 番の●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長 (福士修身会長)

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。このたび贈与を受けようとする農地は兄の遺言で弟の私にという話になりました。実家には農作業従事者がいないため、話し合いにより私が農地を引き受けることになりました。

○議長 (福士修身会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長 (福士修身会長)

はい、野口委員どうぞ。

○16 番 (野口友子委員)

2 点お聞きしたいのですが、親族間の話し合いで農地を引き受けられたということですが、今後体力的な面を考えて家族間でこの農地に関してお話をされたことがあるのかどうか。

もう一つが自家消費 100%になっていますが、5 年目結構な作付面積になっているので、販売とか産直に卸されるという考えをお持ちなのかどうかお聞きしたいのですが。

○●●●●氏

自分ではできる限りやりまして、孫がおりまして、孫が引き継いでやりたいという話があり

ましたので農地を引き受けることになりました。

そういうことは考えておりません。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。

他にございませんか。

質問ある方いらっしゃいませんので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、2ページの所有権移転 申請番号62番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（福士博人推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士博人推進委員を入场させてください。

（福士博人推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 23 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした賃借権設定に関する農地法第 5 条の許可申請が 1 件、所有権移転に関する許可申請が 1 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております案内略図でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 23 号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 5 番、申請地は 1 筆、借人、貸人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が土地の登記簿、7 ページ目が開発行為許可申請書となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれにも当てはまらないことから「その他の農地」と判断され、その許可基準は第 2 種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は原則として許可できませんが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という基準があります。

今回の転用は、一般住宅の建築で、西田沢字沖津の集落に接続して設置されるものであり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第23号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号6番、申請地は2筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目及び6ページ目が土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、8ページ目から11ページ目が土地の登記簿、12ページ目及び13ページ目が法人の登記簿、14ページ目が事業候補地比較検討表となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも当てはまらないことから「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できず、代わりとなる土地がない場合に限り許可できるものです。

本件はこの要件に該当しており、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに資材置場等用地に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

今回の案件ですね、転用しようと申請している土地と、今まで持っている土地、それが分かるような資料ありますか。事務局の方でわかるのであれば。

○議 長（福士修身会長）

それでは、事務局お願いします。

○事務局

手元に細かいものまではないので、ざっくりしたご説明で恐縮ですが、資料の 6 ページ目をご覧いただきたいと思います。今回転用になっている 159-1 という土地があるのですが、ここから基本的には上側の例えば雪捨場とかトラック駐車場とか書いているところが何箇所かあるんですけども、この会社で所有している場所ということになります。

○1 番（秋谷進委員）

この辺、記載するように指導したらいかがでしょうか。わかりやすく。

○事務局

はい、資料をもっと見やすくということで事務局の方でも工夫したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 24 号及び第 25 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案に関しましては、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和 5 年 4 月 1 日から施行されており、「農用地利用集積計画」は、「農用地利用集積等促進計画」へと統合されることになっております。

ただし、基盤法の施行後 2 年、または今後策定されることになる地域計画の策定日までのいずれか早い日までは経過措置が適用されますので、記載の条項等については、従前の農業経営基盤強化促進法で運用してまいりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 5 件、利用権設定が 1 件の合計 6 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 25 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、5 ページの所有権移転 申請番号 32 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（豊川明子委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
豊川明子委員を入场させてください。

(豊川明子委員 入场)

○議長(福士修身会長)
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(福士修身会長)
次に、議案第26号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案に関しましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地を転貸するにあたり、農業委員会が農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請する内容となっています。

令和5年4月1日の法改正前は、ひとつ前の議案第25号と同様、青森市長が農業委員会の意見を求める議案となっておりますが、当該議案に係る規定が改正法の経過措置に含まれていないことから、改正後の法令に基づき、促進計画の作成を機構に要請しようとするものです。

本日、卓上の方に追加で資料を1枚置かせていただきました。

「3 農地中間管理事業の事務手順」と書かれたA4サイズ1枚ものの資料です。こちらの中段下の四角囲みになっている「既に機構が借り受けている農用地を受け手へ再配分する場合」と書かれていますけれども、今回の議案にあたるものでございます。

下の方に読んでいきますと、市町村担当課が作成した促進計画（案）について農業委員会総会による組織決定後、機構へ作成要請と書かれてございます。農業委員会総会による組織決定というのが本日の月例総会ということになります。

こちらで決定になりましたら、機構の方にこの内容で促進計画を作成するよう農業委員会の方から要請を行うというような形で、今の4月1日から法改正に伴って変わっておりますので、こういった議案を新しく出させていただいているものでございます。

それでは、補足説明を終了いたしまして、説明に入ります。

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は利用権設定が5件であり、個別の内容につきましては、8ページから10ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第16号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第17号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が7件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○16番（野口友子委員）

（家庭菜園の場合の営農計画書の収支予算の記載について）

○議長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

（視察研修の資料配布について）

（土地の集約化の取り組みについて）

（東青地区農業委員会大会について）

○事務局

次回の月例総会は、9月11日（月）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館大ホール」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これもちまして、令和5年度第5回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。